

福島県新型コロナウイルス感染症対策基本方針

令和2年3月31日

令和2年4月17日改正

令和2年4月20日改正

令和2年5月22日改正

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

国の新型コロナウイルス感染症対策本部が新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第18条第1項に基づく基本的対処方針を定めたことから、今後講じるべき対策について、下記により県の基本方針を定める。

なお、法第32条第3項に基づく緊急事態措置が5月14日に解除され、段階的に社会経済の活動レベルを上げていく時期へ移行してきたことから、新型コロナウイルス感染症対策としての福島県の基本方針を以下の視点からまとめ直すこととした。

- ・法第18条第1項に規定する基本的対処方針を踏まえて対応していく。
- ・県民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症に関する情報を的確に把握・分析し、丁寧な情報提供と効果的な対策の実行に努める。
- ・県や市町村、医療関係者、専門家、事業者を含む県民が一丸となって新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めるため、今後講じるべき対策の要点を示していく。

1 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

令和2年3月7日に県内1例目となる新型コロナウイルス感染者を確認して以来、これまで県内では感染経路が特定できない症例やクラスター（患者間の関連が認められた集団）も含め感染者数が継続して増加している状況にあったが、全国的にも新規感染者数が減少傾向にあり、本県においては新規感染者が確認されていない日が続いているものの、引き続き予断を許さない状況にある。

こうした状況を踏まえ、引き続き、国の基本的対処方針において、緊急事態措置を実施すべき区域の判断にあたって、特に着目する必要があるとされた次の3点について、本県においても引き続き、細心の注意を払い、感染拡大防止策に取り組んでいく。

①感染の状況（疫学的状況）

オーバーシュートの兆候は見られず、クラスター対策が十分に実施可能な水準の新規感染者数であるか。

②医療提供体制

感染者、特に重症者が増えた場合でも、十分に対応できる医療提供体制が整えられているか。

③監視体制

感染が拡大する傾向を早期に発見し、直ちに対応できる体制が整えられているか。

2 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- 「三つの密」を避けることや「新しい生活様式」の社会・経済全体での安定的な定着、事業再開のための業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの作成と実践を促すことにより、人との接触機会の低減等による感染拡大の速度抑制を図るとともに、段階的に社会経済の活動レベルを上げていくことができるよう努める。
- 適切な医療の体制整備と提供により、感染者のうち重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるよう努める。
- 的確なまん延防止策の展開と国・県独自の経済・雇用対策を最大限活用し、社会・経済活動への影響を最小限にとどめる。
- 第2波による感染拡大に備えた医療提供体制等の整備促進に努める。
- 感染症対策が長期戦になるとの覚悟も持ちながら、再度の感染拡大が認められた場合には、速やかにまん延防止対策等を打ち出せるよう備えていく。

3 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) 情報提供・共有

県民、県内事業者が現状を正しく理解し、適切な対処を共に考えていただけるよう、啓発素材（ピクトグラム）の活用や情報の可視化に努めるなどして、正確な情報を分かりやすく伝えていく。

(2) サーベイランス・情報収集

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第12条に基づく医師の届出による疑似症患者のほか、医師が感染を疑い必要と認める場合には、積極的に検査を実施する。
- 中核市と連携し、衛生研究所、保健所及び民間検査機関等の検査体制の強化を図るとともに、関係機関による会議体によりPCR検査の実施体制の把握・調整等を行う。
- 中核市と連携し、引き続き感染症発生動向調査を実施するとともに、市町村とも協力し、学校等での集団発生の把握の強化を図る。
- 調査・分析、医療調整のため、個人情報の取扱いに十分配慮したうえで、患者に関する情報を関係者間で共有する体制を構築する。

(3) まん延防止

1) 感染拡大防止対策等

「感染を予防するための3つの取組み」や「新しい生活様式の実践例」を活用して、日頃から感染予防と社会・経済活動の両立を進めていく。

感染状況が厳しい時期には、「人との接触を8割減らす、10のポイント」を県全体で定着させることにより、感染拡大を防止する。

- 「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、あらゆる機会を捉えて、国の専門家会議で示された「10のポイント」や「新しい生活様式の実践例」等について県民に周知を行う。
- 不要不急の帰省や旅行など、特定警戒都道府県をはじめとする相対的にリスクの高い都道府県との間の人の移動は、感染拡大防止の観点から避けるよう促すとともに、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある場についても、外出を避けるよう呼びかける。
- 全国的かつ大規模な催物等（一定規模以上のもの）の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。
- 事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけるとともに、職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかける。
- これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼する。
- 感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、県民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけるとともに、感染状況の変化等に応じて、特定警戒都道府県以外の特定都道府県における取組に準じて、迅速かつ適切に法第24条第9項に基づく措置等を検討する。

2) 学校等

- 学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有していく。なお、臨時休業中の場合であっても同様とする。
- 県内において感染の拡大傾向が認められた場合は、市町村に対し、国が示した保育所や放課後児童クラブ等の保育の縮小や臨時休園等に関する方針の考え方にに基づき、可能な保護者に登園を控えるようお願いするなど、保育等の提供を縮小して実施することについて検討を依頼する。また、臨時休園等をする場合は、医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な者、ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育等が確保できるよう検討を依頼する。

(4) 医療等

新型コロナウイルス感染症との戦いに、関係者が一体となって、医療提供体制の充実・強化を図る。

1) 相談体制

帰国者・接触者相談センターへの相談目安に該当する方が適切に相談できるよう周知を行い、県民の不安等の解消に努めるとともに、体制強化等に取り組んでいく。

県の対策や予防法などの「一般相談」や感染症の流行や長期的な自粛生活の中で、ストレスや不安を感じている方に対する「こころの健康についての相談」を受け付けるなど、各相談者に合った窓口相談を充実させていく。

2) 外来医療提供体制

帰国者・接触者相談センターを通して「帰国者・接触者外来」を円滑に受診できるようにするとともに、帰国者・接触者相談センターからの紹介に加えて、地域の診療所等からの紹介により、発熱者等を診療、検査する「地域外来」を整備し、医療機関等の負担軽減など、医療資源の適切な役割分担が図られるよう、県では財政措置を含め支援していく。

県内医療機関において感染防護具等の医療資機材、衛生資材が不足しないよう、調達や配分を県で管理し、医療提供に支障が生じないよう支援していく。

3) 検査体制

今後の感染拡大防止を図ることや医師が必要と認めた方の検査を確実に実施できる体制を構築していくため、短時間で結果が判明する検査機器の購入や、民間委託を有効に活用して検査体制を強化していく。

4) 病床等確保と入院患者受入体制

オーバーシュートや感染者の大幅な増加を見据え、必要に応じて、法第31条に基づく医療等の実施の要請等も念頭におきつつ、医療提供体制の確保に努める。

入院治療が必要な患者のための病床を確保するとともに、必要に応じて、入院治療の必要のない軽症者等のための宿泊療養施設を確保する。

患者への適切な医療が提供できるよう、県医療調整本部において入院調整方針を整理し、県保健所、中核市保健所及び患者搬送コーディネーター等が連携して入院・転院の調整を行う。

今後の感染拡大に対応できるよう、引き続き病床確保に取り組んでいくとともに、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資等を迅速に確保し、適切な感染対策が実施できる医療提供体制を整備する。

5) 患者受入・移送体制

重症患者等の受け入れと移送について、福島県立医科大学や患者搬送コーディネーターや医療機関等と連携しながら、体制を強化していく。

6) 医療人材の確保

医師、看護職員等の医療人材に過度な負担が生じて医療体制に深刻な影響が出ないよう、地域の医療機関と協力して、新型コロナウイルスに対応する医療従事者の負担軽減や医療人材の確保に取り組んでいく。

7) 診療情報の共有

医療機関の負担軽減や医療資源の効率的な活用のため、医療機関や保健所などの関係機関が、患者の検査や入退院、診断等の情報を共有していくことが重要であることから、国が整備を進める新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムや全県的な医療情報ネットワークシステムであるキビタン健康ネットを活用して、診療情報の円滑な共有を図っていく。

(5) 経済・産業・雇用対策

令和2年度補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）の各施策の迅速かつ着実な実行を国に求めるとともに、県としても感染拡大を防止し、事態の早期収束に全力で取り組み、県内事業者の雇用の維持、事業の継続、生活の下支えに万全を期すこととする。

特に、新しい生活様式の導入など、事業活動の中に感染防止対策を取り入れる事業者を支援するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴い大幅に縮小した経済活動の早期回復に向けた需要喚起策等を国の対策と連動して実施していく。

(6) その他重要な留意事項

1) 人権等への配慮

患者・感染者や対策に携わった方々、その家族などに対する差別や偏見、いじめを防止するための必要な取組を行う。また、各種対策を実施する場合には、県民の自由と権利の制限は必要最低限のものとするとともに、女性や障がい者などに与える影響を十分考慮して実施する。

2) 緊急事態解除宣言後の取組み

国が緊急事態解除宣言を行った後も、引き続き、警戒を行い、それまでの知見に基づき、より有効な対策を実施できるよう備え、再度の感染の拡大が認められた場合には、速やかにまん延防止対策を講じていく。

3) 社会機能の維持と県民生活・県民経済の安定

新しい生活様式を取り入れた感染拡大予防ガイドラインの策定や実践・定着を事業者呼びかけるとともに、県民に対して冷静な判断により行動できるよう、適切な情報発信を行う。